

金融商品をめぐる 環境変化と適切な金融行動

直接金融の拡大と適切な金融行動の重要性

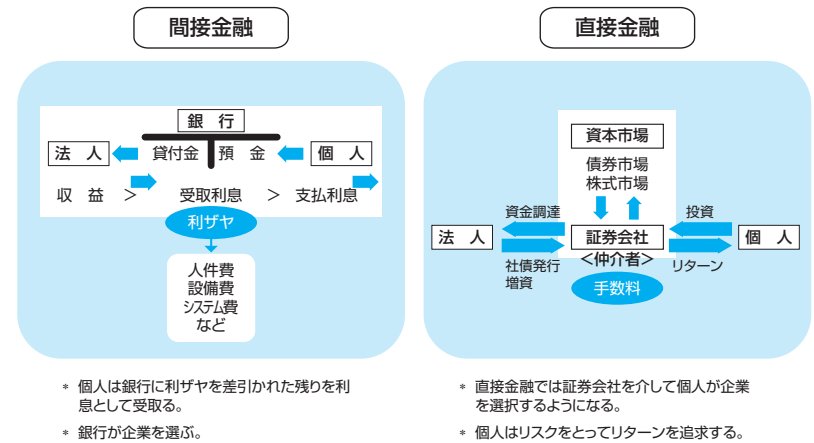
かつて金融の仕組みは、個人と企業などのお金のやりとりが銀行や信用金庫などを仲立ちとして行われる間接金融が中心でした。個人は銀行などにお金を預け、それを銀行は企業に設備投資資金などとして、また個人に住宅ローンとして融資したりします。貸出す資金が回収されるかどうかのリスクは銀行が負い、個人は基本的に預貯金で貯蓄していれば一定の金利を得ることができます。また以前は、さまざまな規制により金融機関の競争が制限され、金融商品の種類も限られ金利も同じで、生活者にとって金融商品の選択の余地がありませんでした。こうした時代には、私たちが金融商品を選ぶ際に、金融機関経営の健全性や金融商品の安全性の十分な判断をしなくても済んでいたといえます。

しかし、こうした環境は変わりました。現在は**間接金融に加えて直接金融の仕組みが広がっています**。個人は銀行などを仲立ちとすることなく、金融機関で直接、株式や債券を購入することにより、直接企業にお金を投資する機会が多くなっています。その場合株式や債券が値上がりすると、その収益は直接個人にもたらされます。また**金融機関の競争**によって、私たちは多様な金融商品・サービスを選択して、より高い収益性や利便性を追求できるようになっています。

■規制緩和と直接金融の拡大により期待される生活者にとってのメリット

選択肢の拡大	手数料の引下げ	利便性の向上
金融商品の設計・開発が活発化し、商品・サービスの選択肢が広がる	手数料が低下したり、今までの手数料でより多くのサービスが得られる	金融機関や金融商品から受けられるサービスの質が向上する

■間接金融と直接金融



他方、株価や債券価格は変動するので、その価格変動リスクや信用リスクなどは、個人が直接負うことになります。市場性のある投資信託等は銀行等でも購入できるので、元本保証のある預貯金と混同しないよう注意が必要です。手数料等のコストも金融商品によってさまざまです。また、何に投資しているのか、どんなリスクをとっているのか、仕組みがわからないと、どの商品を選んだらよいのか、わかりません。このように選択の幅が広がる反面、多様な金融商品や金融機関を自分に合うように選択し、自ら責任をもつことが求められています。

このように、自分の責任に基づいて、金融商品を自分で適切に選択する、という意味決定と金融行動が大切になっています。

金融機関が取扱う金融商品の範囲の拡大・多様化

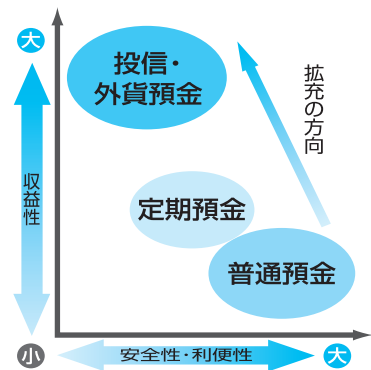
金融自由化の進展に伴って、金融機関は、販売する金融商品を拡大してきました。銀行などでは現在、預貯金に比べてリスクの高い投資信託や外貨預金そして変額年金などの金融商品を販売しています。一方、証券会社は、証券総合口座の導入で、より利便性の高い金融商品を取扱えるようになりました。また公社債投信や個人向け社債など、**ミドルリスク・ミドルリターン**(リスク・リターンが極端に高くもなく、低くもない)商品の販売も扱っています。

銀行と証券会社は、取扱っている金融商品についてリスク・リターンの組合せのパターンを増やしており、両者の品揃えが重なる面があるようになってきています。

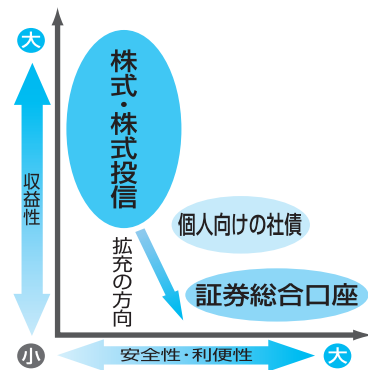
このように、私たちが選べる金融商品はますます多様化しています。また、金融商品の種類の多様化とともに、収益と損失の組合せなどの複雑化が進んでいます。こうしたなかで、自分に合った金融商品を自らの責任で適切に選択することがますます重要になってきています。

■銀行・証券会社にみられる品揃えの変化

〈銀行における品揃え〉



〈証券会社における品揃え〉



口座の総合サービス機能の拡充

近年の1つの特徴として、**口座の総合サービス機能の拡充**があります。銀行・証券会社などでは、普通預金や公社債投信など流動性の高い金融商品を受け皿にして、その口座にさまざまなサービスを追加するかたちで、利便性が高められています。

銀行では、今まであった総合口座の機能を一段と高める動きが出ています。従来の総合口座は、定期預金の積立てがメインでしたが、新しい総合口座では、外貨預金やMMF、投信と組合せて運用の幅を広げています。また家計管理情報の提供や投資情報など幅広いサービスを付加する改良も加えられてきているようです。さらに、預金残高やローンの利用度合いなどを基準に振込み手数料を無料にするサービスも行っています。

証券会社では、証券総合口座の機能が拡充されています。証券総合口座は、MRFという、容易に換金できる公社債投信を中核にして、株式や債券・投信の売買の資金振替などができる機能をセットしたものです。サービスの内容は証券会社によって異なりますが、公共料金やクレジットカードの引落としなど広いサービスを提供しているところもあります。

一方、保険会社でも、保険総合口座が増えてきています。保険の場合は、利便性を追求するメリットよりも、加入する保険の種類を増やしたり、通算保険金額が大きくなったとき、特典として保険料を割引くなどのサービスが提供されます。また、インターネット申込みの場合に保険料の割引をするサービスを提供しているところもあります。

金融商品の適切な利用選択するために

それでは、適切に金融商品を選択するために、どんなことが必要なのでしょうか。

1 金融商品の仕組みと特徴の着眼点を理解する

まず大切なことは、金融商品に関する知識の習得と共に、その基本的な仕組みを知ることです。目の前に無数の金融商品があっても、基本的な仕組みを理解していれば、「ああ、この金融商品の性格は、〇〇に似ているな」とか「この機能は、今までの〇〇とは違った点の特徴だな」といった見方ができます。仕組みがよく理解できない場合は、その金融商品に手を出さないことです。

また、基本的な仕組みを理解するだけでなく、その金融商品について、

- ①何を運用対象にしており、どんな目的にふさわしいものか
- ②どんなメリットとデメリットがあるか
- ③どんなリスクとリターンか
- ④手数料などのコストはどうか
- ⑤税金がどうかかるか

といった特徴をおさえながら、金融商品を見分ける経験を積むことも大切です。

2 リスクに対する対処方法を使い分ける

各種のリスクに対しては、それぞれの対処方法も異なってきますが、それぞれのリスクに具体的にどう対処するかを知ることが重要です。たとえば、価格変動リスク・為替変動リスクに対しては、市場変動を常に確認しておくことが基本です。

また、信用リスクに対しては、ディスクロージャー情報の入手の仕方、その読み方に習熟しておくほか、格付情報をあわせて利用する方法もあります。

■リスクにどう対処するか？

主なリスク	対応方法の例
価格変動リスク	市場変動の把握、リスク回避手段の有無の確認
為替変動リスク	市場変動の把握、為替予約などリスク回避手段の検討
信用リスク	ディスクロージャー誌・ <small>もくろみしよ</small> 目論見書の利用、決算情報の読み方への習熟
流動性リスク	約款、パンフレットなどの確認

3 金融機関からリスクの説明を受ける

リスクのある金融商品については、**金融機関から事前に、どんなリスクがあるのかを確認**することが重要です。高い収益が得られるチャンスのある金融商品には、それと裏腹のリスクがあるはずですから、リスクの内容を正確に認識して購入しなければなりません。金融機関は顧客に対し販売する金融商品のリスクについて説明することを義務づけられています。きちんとしたリスクの説明ができる金融機関を選ぶ必要があります。

複雑な金融商品は、内容・仕組み・コストに要注意！

金融商品の中には、わかりにくく複雑な仕組みを持つものがあります。

外国為替証拠金取引(FX)は、少額の証拠金を差し入れて外貨に換え、証拠金額の25倍までを上限に取引ができます。少額の証拠金で取引できる反面、差し入れ証拠金の25倍もの損失を生じるおそれのあるハイリスク・ハイリターンの金融商品です。

この他にも先物取引やオプション取引といった**デリバティブ(金融派生商品)**と呼ばれる取引の手法を使った複雑な仕組みの金融商品が増えてきています。デリバティブは、リスクを抑え一定の収益を確保しようとしたり、大きなリスクを覚悟して高い収益性を追求しようとした取引手法です。デリバティブ型金融商品には、為替相場や株価などが予想どおり変動すると大きな収益が得られる反面、予想に反して変動すると大きな損失が発生するものもありますので、商品の内容面には十分な注意が必要です。

仕組預金や仕組債は、「預金」「債券」という名前がついていても、デリバティブの仕組みが使われており、通常の「預金」「債券」とは異なる高いリスクがあります。仕組預金や仕組債・ロックイン型投資信託など、オプションを使ったデリバティブでは、満期の時期を決める権利(オプションとは権利のこと)や円で戻ってくる権利を行使できない仕組みになっているものがあります。

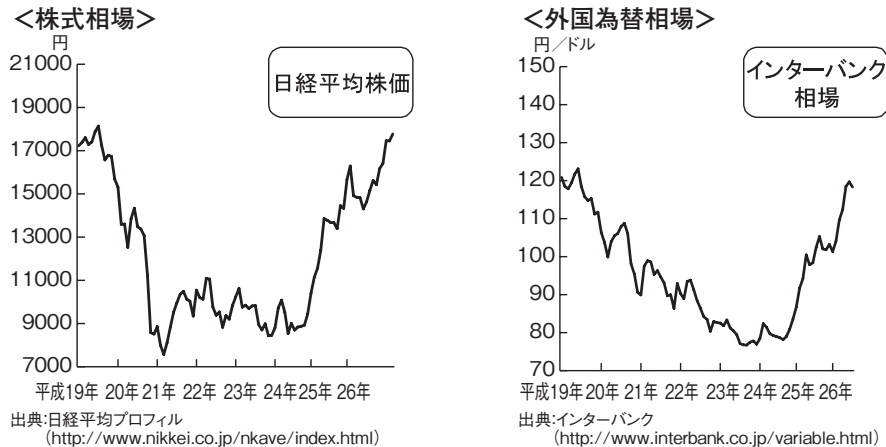
また**外貨建て個人年金**という金融商品があります。円をドルなどの外貨に換えて外国債券を購入し、その外国債券で運用するもので、為替リスクや信用リスクがあり、中途換金する場合は、ペナルティとして「解約控除」という手数料が一定期間とられるというコストの問題もあります。

賢い金融商品選びは、あくまでリスクやコストに対する正しい理解のうえに成立つものです。仕組みの複雑なものは、それだけコストもかかります。新しい金融商品を購入するときには、取扱っている窓口などで、商品の内容・仕組み・コストについて自分が納得できるまで説明してもらいましょう。

4 過去の実績を必ず確認する

相場の動きによって価格変動する商品に資金を投資するときには、必ず**過去の運用実績を確認**することが重要です。相場の動きに価格が左右される金融商品は、価格が上昇することもあれば、下落することもあります。現在は過去の価格変動の流れからみて、どのような水準にあるかを把握しておくことが必要でしょう。

■ここ数年間の株式相場、外国為替相場の動き



5 外部の知見とアドバイスの活用

絶えず新しい金融商品が販売され、多様化する中では、以上のような点に注意していても、金融商品に関する知識の習得や理解は、どうしても追いついて行けず、適切な判断を下せないこともしばしばあります。そうした時に大切なことは、金融商品に関する中立的で客観的な情報や知見にアクセスしたり、中立的なアドバイザーに相談することです。

中立的で客観的な情報については、金融広報中央委員会を始めとして、金融関連団体が、各種の金融商品別に、あるいは官庁が年金・税金といった項目別に情報提供しています。

金融商品を選択する時点での予防的で中立的な相談窓口や事後トラブルの際の相談窓口については、巻末の「金融なんでも情報」p290以降をご覧ください。

キャッシュカードを守る

近年、カードの磁気情報を不正に読取り使用する犯罪である「スキミング」による偽造キャッシュカードの不正使用や盗難・紛失によるトラブルが多発しています。これに対して銀行では生体認証を取入れて本人確認を厳格化するなどの対応や、ICキャッシュカード化によるなりすまし防止対策、ATMで1か月あたりの支払い限度額を設定し、ATMでの出金をロックするなどの工夫がなされています。これらをまずチェックしてください。同時に、次の点に日常的に留意してください。

- ・キャッシュカードの枚数を必要最小限に減らす。
- ・毎日キャッシュカードがあるかどうか確認し、月1回は通帳記帳する。
- ・口座番号は人に知られないようにする。
- ・暗証番号は生年月日など簡単に推測されるものにせず、口座ごとに異なるようにし、こまめに変更したり、ほかでは使わないなど工夫をする。
- ・暗証番号をカードに記入したり他人に教えたり絶対せず、番号を書いたり、番号を推測できる書類と一緒に保管しない。
- ・キャッシュカードの使える口座は必要最小限の預金額にして流動性を確保し、残りのお金は定期預金やその他の金融商品での運用にまわす。
- ・ATMの利用にあたっては、暗証番号の入力時に覗き見されない、利用明細書は安易に捨てない、などに気をつける。

なお、万が一カードの偽造や盗難にあった場合は、すぐに、取引している金融機関に届出てください。キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がある場合も金融機関に届出てください。金融機関の電話番号は、NTTの電話番号サービス(104)でも確認できます。また全国銀行協会のカード補償情報センター(03-3216-3761)に問い合わせてください。

被害については預金者保護法によって、預金者に過失がなければ金融機関が被害を全額補償し、過失がある場合もその立証責任を金融機関が負います。ただし、暗証番号を推測できる書類と一緒にカードを保管して盗難にあった場合などは預金者の過失となりますし、預金通帳やインターネットを使った不正引出しは保護されないで、やはりすでに述べたような自己管理が重要です。

■偽造・盗難カードに対する金融機関の補償割合(預金者保護法)

預金者の過失の程度		
偽造カード	無過失	重過失
	100%補償	
盗難カード	無過失	軽過失
	100%補償	75%補償
		重過失
		0%補償

●暗証番号をカードに書いていた場合→重過失

●暗証番号を生年月日にしていて、生年月日がわかる書類と一緒に保管していた場合→軽過失

お金を通して社会をよくする

私たちの個人や家族が行う金融行動は、私たち自身の暮らしを守りよくするものですが、同時に消費や寄附、貯蓄や投資を通して社会に密接に関わっています。たとえば、地球環境を悪化させるような消費をしていたり、環境に配慮しない製品を作る企業に投資したりすれば、消費や投資を通して環境悪化に手を貸すこととなります。また被災地の人々への寄附や被災地ファンドを通じた被災地の中小企業への投資は、被災地の人々と企業を上げまし、復興の経済的な支えとなります。金融商品を選ぶ場合も、こうした視点も入れて選ぶと、社会に良い影響を与えることができます。

このように個人と家計の金融すなわちパーソナルファイナンスは、自分と家族の家計を支えると同時に、社会に対してさまざまな影響を与えています。多くの人が消費者市民(コンシューマー・シチズンシップ)として、自分の家計をしっかりと支えながら、社会や世界のお金の良い流れを作ろうという意識をもって家計に取組んでいくことは、とても大切です。良い意志のあるお金の使い方や貯め方、投資や寄附の仕方を考え、その観点から金融商品の選択をすることは、お金を通して世の中をよくしていくことでもあります。

企業経営では、「企業の社会的責任(CSR)」が国際的に重視されるようになってきました。消費者への誠実な対応や従業員の労働条件の改善、地域社会への貢献、環境負荷の少ない製品の開発などに配慮して企業活動を行うことがCSRです。CSRを自覚して活動する企業を企業市民(コーポレート・シチズンシップ)とも呼んでいます。

こうした動向に対して、個人が企業に投資するときの基準にはリターンに関する経済的指標とともに、環境配慮や企業の誠実性あるいは消費者尊重などの社会的な指標も考える「社会的責任投資(SRI)」があり、そうした企業を選んで投資する社会的責任投資ファンド(投資信託)もあります。また住民参加型市場公募地方債への投資や再生可能エネルギー事業をすすめる市民電力会社への出資なども社会をよくするお金の動きといえます。そして株式投資の場合は、株主が経営者に社会的配慮を働きかけ企業の社会的責任を果たさせるという株主行動もこの一環といえるでしょう。

適切な金融商品の利用選択のための環境整備

2007年に始まった世界金融危機の中で、米国では、本来高額の住宅ローンを返済するのに必要な年取のない人々が、借り入れ当初だけ適用される低金利や、安易な住宅価格の値上がり期待をあてにして多額の借入れをし、住宅を取得したところ、住宅価格が大幅に下落して返済不能となりました。また、そうした住宅ローンを組み込んだリスクの所在がわかりにくい複雑な金融商品が世界中で販売されました。こうしたことを受け、金融機関等に対する規制・監督強化と消費者保護施策の推進と同時に、消費者の金融リテラシー不足にもその一因があるとの認識が高まり、多くの国々で金融教育の推進・金融リテラシーの普及が始まりました。消費者が自己の責任で金融商品を選択する時代には、こうした金融機関の規制と消費者保護そして金融教育に関する**環境整備**が極めて重要になっています。

セーフティネットの整備

金融機関の競争によって、選択の幅は広がってきましたが、その一方で、金融機関の破綻を目の当たりにした時、自分の運用資金の安全性が脅かされるのではないかと心配する方も少なくないと思います。

しかし、生活者の「安全に運用したい」というニーズに対しては、政府による手厚い保護がなされています。たとえば、元本保証のある預金には、預金保険による保護の仕組みがあります。金融システム全体にも、政府は、仮にある金融機関が破綻しても、それに伴うシステムの動揺が大きくなるように、バックアップする体制を法的に整備しています。これが**セーフティネット**です。セーフティネットは、システムが動揺しても、その周りに大きな安全ネットを張って、生活者の安全が守られるように受止める役割を果たしています。

多様な選択肢の中で、リスクをとりたくないと感じる人は、セーフティネットの仕組みを知り、こうした仕組みの整った金融商品を選択することでリスクの範囲を縮小することができるわけです(詳しくは、「金融機関破綻時の金融商品の保護について」の章をご覧ください)。

金融機関のディスクロージャー

自己責任の原則が適用されるには、正しく判断できるだけの情報が公開されていないはいけません。十分な判断材料がないまま「健全な金融機関を選ばなかったほうが悪い」といわれても困ってしまいます。金融機関の**ディスクロージャー(情報開示)**が適切に行われるようにルールを整備することは、健全な金融機関を選ぶために必要不可欠な前提条件といえるでしょう。

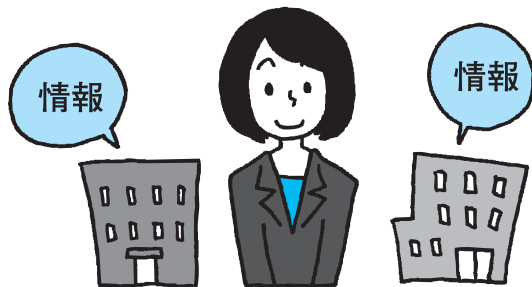
消費者基本法と消費者基本計画

平成16年に施行された「消費者基本法」(旧「消費者保護基本法」)は、金融も含めたすべての消費分野で、自己責任で判断できる消費者の確立を求めています。同法では、消費者対策で尊重すべき消費者の権利として、

- ・消費者の安全が確保されること
- ・商品とサービスについて消費者の自主的で合理的な選択の機会が確保されること
- ・消費者に対して必要な情報と教育の機会が提供されること
- ・消費者の意見が消費者政策に反映されること
- ・消費者に被害が生じた場合は適切・迅速に救済されること

を挙げており、また消費者が自ら利益の擁護および増進のために自主的・合理的に行動することができるよう、消費者の自立支援を基本として消費者政策が行われなければならないとしています。

これらの実現のため平成21年9月に消費者庁が発足し、平成22年3月には第二期目の消費者基本計画が作成され、実行されています。金融については、高齢者などをねらった悪質商法対策の強化、外国為替証拠金取引等における金融商品取引法の厳正な運用、融資保証金詐欺や架空請求詐欺・未公開株取引を利用した詐欺的商法等の取締り強化を打ち出しています。また平成25年6月に策定された消費者教育基本方針が盛り込まれ、金融を含めた消費者教育の推進が掲げられています。



消費者教育推進法

消費者教育に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにすることなどにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的とした法律で、平成24年12月に施行されました(正式名称は「消費者教育の推進に関する法律」)。同法の消費者教育の基本理念は、「消費生活に関する知識を習得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること」および「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう支援すること」です。また、消費者教育推進に関する施策を策定し実施することを、国や地方公共団体の責務としています。

これは「消費者基本法」で示された消費者の権利である「消費者に対する教育の機会の提供」を目的とするもので、消費者教育とは「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」とされ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うよう定めています。

金融教育の推進

自己責任意識が定着するには、金融知識の普及、金融教育への取り組みが大切だと考えられます。我が国では2012年11月に金融庁が、有識者・関係省庁・関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置して今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、2013年4月に研究会報告書を公表しました。この報告書を受けて2013年6月、金融広報中央委員会を事務局とする「金融経済教育推進会議」が設立され、この取り組みを推進しています。

金融広報中央委員会、各都道府県の金融広報委員会も、①中立・公正な立場からの正確でわかりやすい「**金融経済情報の提供**」と、②一人ひとりが賢い消費者として自立するための「**金融経済学習の支援**」をいわば車の両輪とした金融に関する情報普及活動を積極的に展開しています。とくに近年は、学校段階における金融教育への関心・ニーズの強まりに対し、若年層向けの教材の充実や、金融教育公開授業も行ってきました。ほかにも、金融経済に関する正確で十分な知識を習得したり、調べたりできるように、インターネット(<http://www.shiruporuto.jp/>)による情報発信に力点を置いているほか、本冊子を含めた各種資料の作成や各種ビデオ教材の貸出し、各地における講演会・セミナー、また、コンクールの実施など、さまざまな活動を広範に行っています。

<金融広報中央委員会「知るぽると」の主な刊行物紹介>

刊行物名	用途
くらし塾 きんゆう塾	季刊発行の広報誌。暮らしに役立つ身近な金融知識、金融教育の情報を知りたい方に。
暮らしと金融なんでもデータ	暮らしと金融に関するデータを知りたい方に。
家計の金融行動に関する世論調査	家計の金融資産に関する意識やその実態について、調査レポートで知りたい方に。
きみはリッチ?	多重債務問題への対処等について知りたい方に。
ビギナーズのためのファイナンス入門	金融の基礎知識や金融用語を知りたい方に。
大人のためのお金と生活の知恵	大人にとって役に立つお金と生活の基本的な知恵を身につけたい方に。

※<http://www.shiruporuto.jp/about/siryu/book/index.html>で他の刊行物も確認できますのでご利用ください。また、一部はご請求も可能です。

また、金融知識の普及には、私たち一人ひとりが、十分な金融知識を身につけることの大切さを認識し、主体的に学んでいこうとする姿勢も重要です。金融知識は、さまざまな金銭・金融トラブルから私たちの身を守ることに役立つだけでなく、人生における夢や安定した老後の生活の実現にも欠かせません。

タイプ別金融知識を身につける際のポイント

人生の中での置かれた立場によって、私たちが身につけるべき金融知識も微妙に変わってきます。ここでの例示は、あくまで1つのパターンにすぎませんが、これから金融知識を身につけようとする際のポイントとして参考にしてみてください。

【大学生】

大学生は精神的・生活的・経済的自立への第一歩の時期です。学生として、幅広い教養と専門性ある学問を習得し、就職するための職業能力の基盤を身につけると同時に、生活力の一環として金融に関する知識と判断力そしてスキルを身につけることが求められます。具体的には次の点に注意しましょう。

- 1 アルバイトしたり自活したりしながら、収入と支出にかかる家計管理能力を磨くこと。本当に必要なものだけ買い、必要のない物はがまんする心を養うこと。
- 2 カードやローンなど借入に頼らず、限られた収入の中でお金のマネジ

メントができること。また貸与型奨学金についても返済計画に注意すること。

- 3 リボリング払いやキャッシングを安易に利用することの怖さを十分理解すること。そのために金利の仕組みの理解と適切な金利感覚を身につけること。
- 4 教材やエステも含めて、訪問販売やインターネットショッピングなどさまざまな商法による勧誘にのせられて購入し、多額の出費やローンを組んだりしないこと。架空請求や未公開株取引勧誘などの知識と対処法を理解すること。
- 5 ギャンブルや投機的売買に手を出して失敗しないこと。
- 6 公的年金の仕組みを理解して国民年金保険料を納めること。
- 7 学生生活中のケガや病気、自動車事故などに備えて障害保険や自動車保険などの加入を検討すること。
- 8 少額でも積立貯蓄をすること。
- 9 大学卒業後のキャリアについて両親や大学の相談室などと一緒に考え、必要であれば資格取得などもすること。大学で学問することは将来のための貴重な自己投資であることを自覚し、学業にはげむこと。
- 10 社会のため、人のため、地球環境のためにお金を廻すことを視野に入れ、寄付や社会的責任投資、社会起業家、環境保全の貯蓄や投資などについても考えてみることを。

【シングル層】

仕事をしているシングル層の場合、子どもの教育費に関する金融知識は必要ありませんが、住宅や老後資金そして医療保険に関する金融知識は重要です。次の点を中心に金融知識を得るようにしましょう。

- 1 収入と支出、貯蓄と保険・資産運用などに関する家計管理の知識とスキルを身につけること。
- 2 クレジットカードの使いすぎ、インターネットショッピングやテレビショッピングなどでの使いすぎに注意すること。FXなどハイリスクの金融商品には十分注意すること。
- 3 住宅取得の場合は、過大な住宅ローンを組まないように、資金計画をたて住宅ローンの種類や金利タイプの知識、金融機関ごとの住宅ローン商品の特徴をしっかりと把握すること。
- 4 キャリアアップのためのスキル獲得や資格取得などの自己投資を効果的に行うこと。
- 5 保険については、生命保険よりも医療保険について、自分にあった内容の長期保障を得るように、保険知識と商品知識を持つこと。
- 6 失業した場合の雇用保険の基本給付や職業訓練に関する給付などの知識をもつ。
- 7 老後のための長期的な資金作りを貯蓄・保険・投資を通して準備できるように、公的年金やねんきん定期便の知識を獲得し、資産運用や個人年金の知識を身につけること。

【シニア層】

シニア層は、すでに一定の不動産や金融資産を保有している場合が多いのですが、人生経験豊富で知識も持っている積りでも、意外とそれらの資産について正確な知識を持っていないことも多く、また介護や相続・相続税など高齢期に特に重要になる金融知識が色々あります。また実際の金融トラブルもシニア層で多く起こっており、その対処も重要な課題です。従って次の

ような点での金融知識が求められます。

- 1 ねんきん定期便によって公的年金の金額を確認できること。
- 2 高齢者をねらった金融被害にあわないために、悪徳商法や振り込め詐欺などについて最寄りの消費生活センターなどを通してしっかりとした知識をもち、対処策や相談連絡先を確認しておくこと。
- 3 未公開株・社債・商品相場・外国通貨など利殖に関する消費者トラブルに巻き込まれないように、国民生活センターや金融庁・消費生活センターなどから知識を得て対処すること。
- 4 生命保険や医療保険の内容の整理をし、それらの保険金請求方法や税金について把握しておくこと。
- 5 将来的に意思決定能力の低下の不安がある場合、家族にサポートしてもらうことと同時に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などで成年後見制度や介護保険制度活用について知識を得て、利用を検討しておくこと。
- 6 将来の相続に備えて資産管理をきちんと行うこと。預金口座や証券口座の整理や残高の定期的な確認をすること。金融機関の貸金庫の利用も含めて重要書類の整理と管理を行うこと。不動産も含め、遺産分割について遺言を検討しておくこと。
- 7 税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・消費生活相談員など、信頼できる専門家に相談できるようにしておくこと。

【障がい者】

障がい者の方(あるいは障がい者を支えている方々)は、障がい者に対応した年金や税金・医療保険などの各種制度や金融商品、そして自治体などの制度と手続きをよく理解し知識を身につけ十分に活用できるようにすることが大切です。また社会に出て働く知的障がい者が金融トラブルにあたり多重債務に陥る例が後を絶ちません。そうした意味で障がい者が金融に関する消費者教育を受け、金融トラブル等に対処することはとても重要です。また金融機関や金融の専門家が障がい者への理解を深めることも、トラブル防止のために必要です。

- 1 公的年金である障害年金の仕組みと受給、所得税の障害者控除や特別障害者控除、相続税の障害者控除などについて知識を得て活用すること。
- 2 利子が非課税となる障害者マル優制度、信託銀行で扱う障害者非課税信託(特定贈与信託)、生命保険に関する障がい者の保険料免除など有利な金融商品についての知識を得ること。
- 3 JR運賃・航空運賃・自治体で運営するバス・有料道路通行料など交通に関する割引、NHK受信料免除や郵便料金の減免などの知識を得て活用すること。
- 4 公営住宅の優先入居、都市再生機構の賃貸住宅優遇制度、住宅金融支援機構の金利優遇制度など、住宅に関する金融知識を得て活用すること。
- 5 民生委員を通して社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を行える制度を活用すること。
- 6 金融トラブルや多重債務についての知識をもち、消費生活センターや社会福祉協議会など相談できる場所を知っておくこと。

公正な取引の確保と金融ADR

自己責任原則が当たり前に受け入れられるには、不正がないことも前提になります。商品の内容やリスクについてきちんとした説明のない不当な勧誘で被害を受けたのに、「自己責任だ」といわれても納得がいきません。

このため、平成22年4月に金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR: Alternative Dispute Resolution)が創設されました。これは時間もお金もかかる裁判をすることなく、苦情処理と紛争解決の両方を行う制度で、紛争解決については、当事者同士があっせん・調停・仲裁などの合意によって行います。これによりトラブルの性質や当事者の事情に応じた迅速で簡易かつ柔軟な紛争解決が期待できることになりました。この制度に基づき、金融庁は業(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業等)ごとに指定紛争解決機関を指定しました。また法務大臣により裁判外紛争解決機関として認証されている民間機関に日本共済協会、証券・金融商品あっせん相談センター、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会があります。苦情や相談がある場合は、こうした指定紛争解決機関等にご連絡ください(本書292、293ページで一部紹介しています)。

消費者は、購入した金融商品に問題を感じた場合、金融商品の種類に応じて指定紛争解決機関に申し立てをします。当該金融機関がどんな指定紛争解決機関と契約しているかは、その金融機関のホームページで調べて確認してください。指定紛争解決機関は、次の8つです。

全国銀行協会	生命保険協会	日本損害保険協会
信託協会	保険オンブズマン	日本少額短期保険協会
日本貸金業協会	証券・金融商品 あっせん相談センター	

これらの機関は、金融機関を当該紛争に関して調査し、消費者と金融機関に和解案を提示します。原則すべての金融機関が指定解決機関と契約を結びます。紛争解決機関に消費者から苦情や相談が持ち込ま

れた場合、金融機関は解決機関への説明や資料提出を義務づけられるほか、合理的な理由がない限り和解案も原則、受け入れなければなりません。また、金融庁は解決機関に対する検査や監督を強化し、中立性を確保します。消費者の指定解決機関利用料は無料、有料でも2,000円～5万円程度で、数十万～数百万円かかる訴訟費用より安価です。

指定紛争解決機関がない業態の金融機関に関する苦情処理等については、その金融機関に直接問い合わせてください。なお次の表にある団体に加入している金融機関については、その団体のホームページでも説明しています。

全国信用金庫協会	日本資金決済業協会	日本投資顧問業協会
全国労働金庫協会	不動産証券化協会	金融先物取引業協会
全国信用組合中央協会	日本証券業協会	第二種金融商品取引業協会
JAバンク(JA・信農連)	投資信託協会	証券・金融商品 あっせん相談センター
JFマリンバンク (漁協・信漁連)		

消費者団体訴訟制度

消費者被害の未然防止や被害拡大の防止のため、内閣総理大臣が認定した「適格消費者団体」は、それぞれの法律に違反する事業者の不当な行為に対して、差止請求ができることになっています。

適格消費者団体は、現在11あり、消費者庁サイト内「消費者制度」に一覧表があります(平成26年11月末時点)。事業者の不当な行為をみかけたら、適格消費者団体に連絡しましょう。

金融トラブルに巻き込まれないために

近年さまざまな金融トラブルが起こっています。これはインターネットなども含め、金融商品販売ツールが多様化していること、新しい金融商品開発のスピードが速く消費者側の金融商品理解との間に情報格差があること、法整備が充分でなかったこと、金融知識・理解に比較的乏しい高齢者を中心に個人の金融資産蓄積が進み、年金不安と超低金利の中でリスクを十分理解せずにリターンを求める問題があること、などによっています。

金融トラブルには次のようなものがあり、それぞれ本書のコラムで詳しく説明しています。

ア. ヤミ金融関連—コラム『ヤミ金融から身を守る』(70ページ)

イ. 外国為替証拠金取引—コラム『外国為替証拠金取引(FX)について』(129ページ)

ウ. 投資ファンドなどの投資商品

- 未公開株—コラム『未公開株、社債等に関する不審な勧誘にはご注意ください!』(176ページ)
- 不動産ファンド—出資法に抵触するおそれのあるものや、要件を具備していないもの
- 投資ファンド—コラム『いわゆる投資ファンドについて』(66ページ)

エ. 銀行商品

- 窓販商品—投資信託や変額年金保険は基本的に元本保証型商品ではなく、元本保証しないという認識が購入者になく、トラブルになることがある。
- 預金関連—フィッシング詐欺(金融機関などからの正規のメールやWebサイトを装い、暗証番号やクレジットカード番号などを盗む詐欺です。「釣り」を意味する「fishing」が語源になっています。)や盗難通帳・カード・偽造カードによる預金引出し—コラム『キャッシュカードを守る』(45ページ)

オ. その他 振り込み詐欺—コラム『振り込み詐欺とその救済について』(56ページ)

これらのトラブルにあわないためには、次の点を心がけてください。

- 甘い話の裏には、必ず大きなリスクがあること、「ハイリスク・ハイリターン」を肝に銘じること。
- 金融経済知識を身につけるよう努力する。特にそれぞれの金融商品のリターンと同時にリスクについて十分把握する。
- 信用のおける業者であること。住所・電話番号・代表者名・規制する法律名・登録しているかどうか、など相手の情報を確かめる。
- 自分の個人情報なるべく言わない。
- 自分で決断力が弱かったり、意思決定能力が衰えている、という場合は、相談できる家族や信頼のおける第三者にサポートしてもらうこと。そのために、日常生活自立支援事業(コラム7ページ)や成年後見制度(コラム8ページ)を活用すること。

金融商品購入に関する消費者保護

金融商品販売法の3つの柱

近年、さまざまな金融商品が身近な商品として提供されるようになっていますが、消費者に対して、金融商品の販売や勧誘を行う際、金融商品販売業者の説明が不十分だったことが原因で、たとえば元本割れが生じた場合などにトラブルにつながるケースが少なくありません。このようなトラブルから消費者を保護するため、「金融商品の販売等に関する法律」(以下「金融商品販売法」といいます。)が施行されています。金融商品販売法に定められている主要な点は以下の3点です。



1 重要事項に関する説明義務

金融商品販売業者が金融商品の販売を行う場合は、その商品が持っているリスクなどの重要事項について、消費者にきちんとした説明を行わなければならない旨が定められています。具体的には、以下の重要事項について説明義務が生じます。

重要事項	元本割れのおそれがあることとその要因 元本を超える損失が生ずるおそれとその要因 (要因)金利、為替、有価証券などの相場変動 (例：外貨預金、投資信託) 金融商品販売業者や社債発行企業の業務または財産の状況変化 (例：社債) など
	金融商品の権利を行使することができる期間の制限や解約期間の制限 (例：投資信託で一定期間解約できないタイプ)

振り込み詐欺とその救済について

振り込み詐欺とは、主に次の4つの詐欺のことです。

- ①オレオレ詐欺—電話を利用して親族、警察官、弁護士などを装い交通事故の示談金などの名目で、現金を預金口座などに振込ませるなどの方法によりだまし取る(脅し取る)詐欺(恐喝)。すぐに振込まない、1人で振込まない、のが鉄則です。
- ②架空請求詐欺—郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書などを送付するなどして、現金を預金口座などに振込ませるなどの方法によりだまし取る(脅し取る)詐欺(恐喝)。発送元が裁判所の場合は、裁判所のホームページ等で電話番号を調べたうえで、その裁判所に確認してください。架空請求詐欺事件では、書面に振込先の銀行口座を記載せず連絡先の携帯電話の電話番号だけを記載し、連絡を受けると口座を指定して振込ませます。また、携帯電話にきた迷惑メールに記載されたアドレスをクリックしただけで高額な入会金を請求するなど、手口が一段と巧妙になっています。利用した覚えがなければ振込まない、もし、請求の電話があってもはっきり断る、のが鉄則です。
- ③融資保証金詐欺—実際には融資しないにも関わらず、融資する旨の文書などを送付するなどして、融資を申込んできた者に対し、保証金などを名目に現金を預金口座などに振込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺。
- ④還付金等詐欺—税務署や社会保険事務所を偽り、税金の還付金等に必要手続きを装って、ATMを操作させて口座間送金により、現金をだまし取る詐欺。

これらに共通する留意点は、相手に連絡しない、相手に自分の氏名・住所を教えない、見覚えのない送信元からのメールに表示されているアドレスにはアクセスしない、ということです。

詐欺にあった場合は、「振り込み詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)」(平成20年6月21日施行)が適用されます。この法律は、詐欺その他の人の財産を侵害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振り込みが利用されたものによる被害者に対し、被害回復分配金の支払手続等を定めるものです。これには金融機関への被害の申請が必要です。また振り込んだお金が引き出されている場合は、その額により分配金が一部減額されます。被害にあった場合は、警察や金融機関に早く連絡し、犯罪に使われた口座の利用停止を求めてください。

◎金融商品販売業者

次の対象金融商品を取扱っている金融機関などをさします。

◎対象金融商品

以下のとおり幅広い範囲の金融商品が対象となっています。

対象となる金融商品の例
預貯金、定期積金、金銭信託、公社債、株式、投資信託、保険・共済、抵当証券、商品ファンド、デリバティブ(金融派生商品)、外国為替証拠金取引など

個人情報保護法

平成17年4月から個人情報保護法が完全施行されました。これは、個人情報情報を5,000件以上管理している金融機関などの個人情報取扱い事業者に対し、「生存する個人に関する情報で特定の個人を識別可能なもの」について、本人の了解なしに流用や売買・譲渡することを規制する法律です。金融機関に提供する個人情報も、当然この法律の保護の下にあり、この法律を守らない金融機関は届出や訴えにより法律で罰せられます。

個人情報を第三者が利用する場合には、本人の同意が必要です。

◆利用方法による制限

第三者は利用目的を本人に明示しなければなりません。

◆正確性の確保

個人情報を利用する第三者は常に正確な個人情報を保つようにしなければなりません。

◆安全性の確保

流出や盗難・紛失を防止して個人情報の安全性を確保しなければなりません。

◆透明性の確保

本人が閲覧可能であること、本人の申し出により訂正を加えること等の透明性を確保することが求められます。

金融機関に財産などに関する個人情報を提供する場合は、以上のような点を金融機関が守って業務を行っているかによく注意しておきましょう。

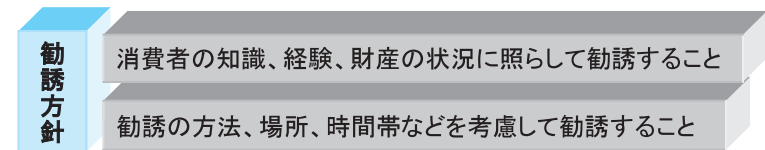
2 損害賠償の請求

上記の重要事項の説明がなかったことによって、消費者が損害を被った場合、金融商品の販売業者に対して損害賠償の請求が可能です。

この場合、金融商品販売法により、消費者側の立証責任は、金融商品販売業者が説明義務に違反したこととなり、また、損害は元本割れとなっている額相当であることが推定されることになりました。

3 勧誘方針の公表

金融商品販売業者はそれぞれが販売における勧誘方針を定めて、これを公表する義務があります。具体的な勧誘方針は以下のとおりです。

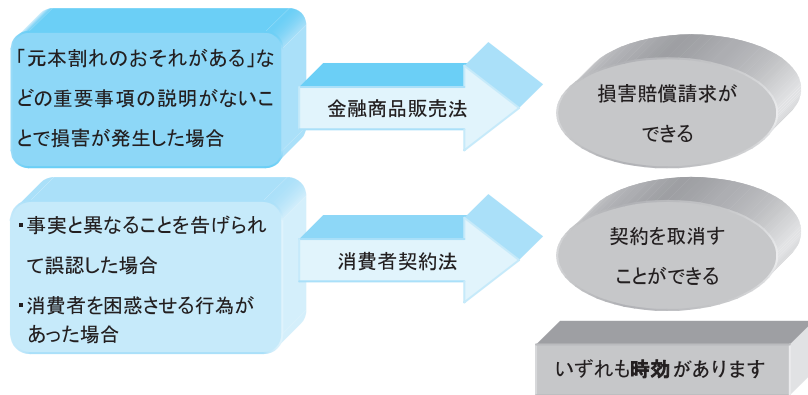


金融商品販売業者がこれに違反した場合は、過料に処されます。また、勧誘方針の公表は、勧誘の適正さを確保するだけでなく、その内容を消費者や消費者団体などに評価されることになるので、業者間の競争促進、ひいては消費者へのサービス向上につながるようになります。

金融商品販売法と消費者契約法

「金融商品販売法」とあわせて「消費者契約法」が同時に施行されています。消費者契約法は、消費者と事業者との間で締結される契約のすべてを対象としています。事業者が、契約を結ぶ際に重要な情報を伝えなかったり、「再三訪問したうえ、契約するまで居座る」などの消費者を困惑させる行為を行った場合、消費者はその契約を取消することができますとされています。

金融商品販売法と消費者契約法は、下記のように要件が異なりますので、金融商品の販売にはその両方が適用されます。



金融商品を購入する際のチェックポイント

これらの法律は、消費者の利益を確保するために定められたものです。しかしながら、消費者自らも、金融商品を購入する際には、重要と思われる事項や理解できない事項については、納得できるまで金融商品販売業者に質問する、契約前には必ず勧誘時の説明内容と契約内容に違いがないかなどをしっかりと把握することにより、トラブルを未然に防ごうとする心構えが大切です。

最後に、金融商品を購入するときのチェックポイントを挙げておきます。なお、すべてのポイントを網羅しているわけではなく、あくまでも参考としてください。

<金融商品を購入する際のチェックポイント>

- あなたが購入しようとしている金融商品について、重要事項に関する説明を受けましたか？
- その説明で十分に理解できましたか？ わからない内容や金融用語については、納得できるまで質問し、理解しましょう。
- 売買手数料や中途解約の場合の手数料、その他のコストがどれくらいかかるかわかりましたか。
- 金融商品のパンフレットや説明書は契約が終わるときまで保管しましょう。
- 金融商品販売業者の経営状態は安全ですか？
- 金融商品販売業者の勧誘方針はチェックしましたか？

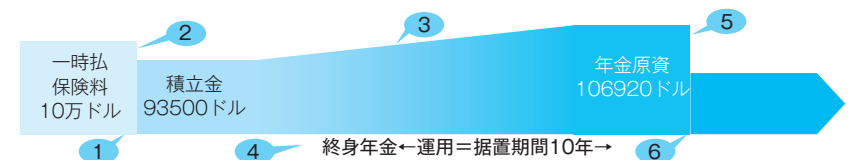
トラブルが発生したときには、金融ADRの指定紛争解決機関、各金融機関・金融関係団体の苦情・相談窓口、消費生活センター、国民生活センターなどが相談に応じます(292ページ、293ページ参照)。

外貨建て個人年金保険のコストと解約

ドルなどによる外貨建て個人年金保険という金融商品があります。これには次のようなさまざまなコストがかかります。

- 1 為替手数料一円で年金をもらう場合、購入時に円をドルに、年金支払い時にドルを円に換えるために、為替手数料がかかります。
- 2 契約時費用—契約時にかかる費用です。
- 3 保障・運用コスト—運用期間中にかかる費用で積立金の一定割合で計算されます。
- 4 解約控除—中途解約する場合にかかる一種のペナルティで、解約返戻金から控除されますが、据置期間(解約するとペナルティが課せられる期間)が10年等と長いのが一般的です。
- 5 据置き期間延長費用—年金原資の据置きを延長する場合にかかります。
- 6 年金支払い費用—年金が支払われる期間に年金額に対して一定割合で計算されて引かれます。

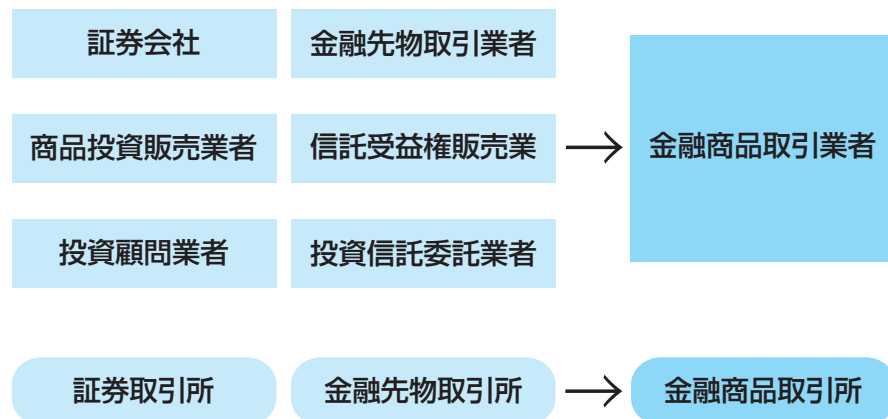
外貨建て個人年金保険の場合、為替リスクがあり、また運用対象が外国債券であれば信用リスクがあります。こうしたリスクに加えて、上記のようなさまざまなコストがかかります。特に「解約控除」といわれるコストは、変額年金と同様にかかるもので、その金額が高くなるので、注意してください。



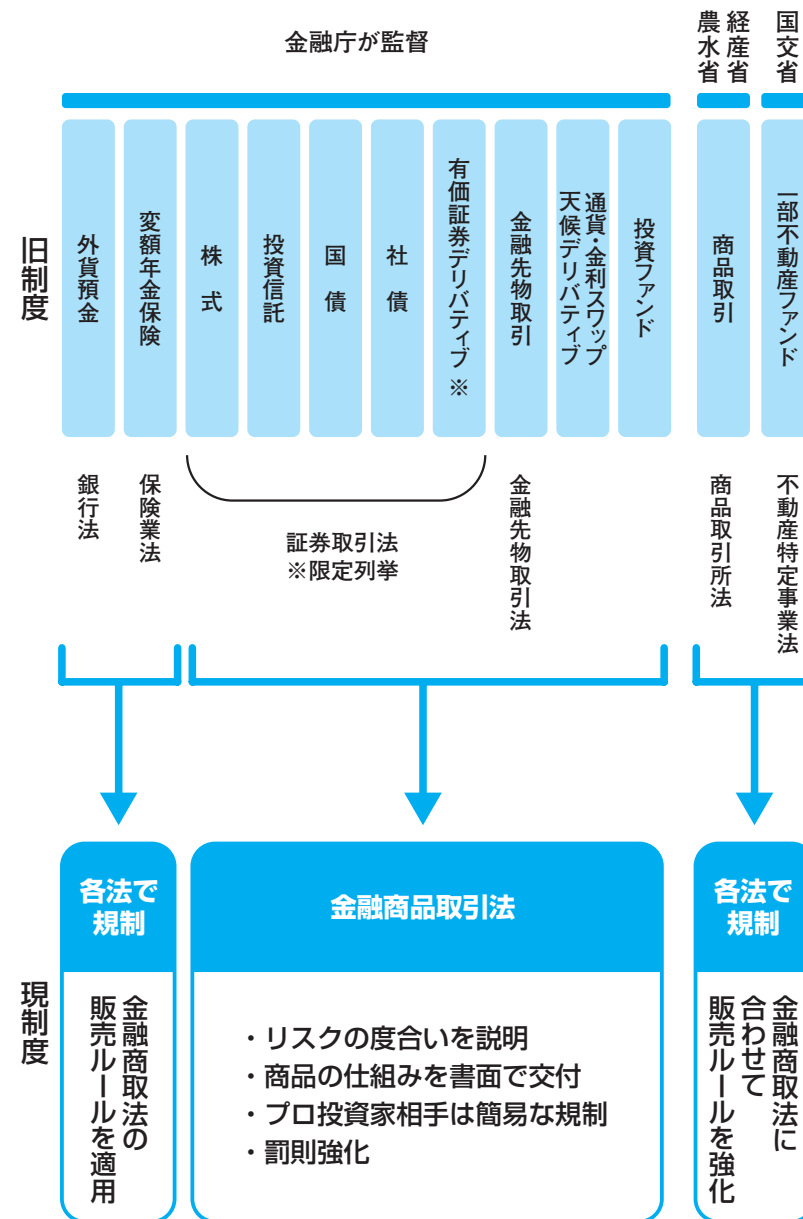
金融商品取引法

金融商品によってバラバラだった法体系を横断的にひとつにまとめ、投資家保護ルールを徹底させ、金融商品利用者の利便性を向上させるため、従来の証券取引法が抜本的に見直され、平成18年6月7日に金融商品取引法が成立し、平成19年9月30日に施行されました。

金融商品取引法では、証券会社や投資顧問会社など規制対象となる業者を「金融商品取引業者」と、また証券取引所などの取引所を「金融商品取引所」と法律上呼ぶことになりました。ただし「証券会社」や「証券取引所」などの名称を引き続き使用することはできます。



金融商品の規制の仕組み



◎規制対象となる金融商品

金融商品取引法は、株式・債券・投資信託・金融先物取引など元本が保証されていないリスク商品について、横断的に共通の販売・勧誘ルールを設定しました。この中には、「任意組合」や「匿名組合」による投資ファンドや多様なデリバティブ取引も含まれることになりました。

そして販売・勧誘、資産運用・助言および資産管理を全て本来業務とした上で、その内容に応じて規制を整備しています。また、いわゆるプロ向けと一般向けの商品類型などに応じて差異のある柔軟な規制も一つの特徴となっています。

◎販売・勧誘ルール—投資家へのリスク説明など

業者が販売・勧誘を行う際には、次のようなルールを守らなければなりません。違反した場合は行政処分の対象になります。

- ・ 標識の掲示
 - 営業所ごとに、見やすい場所に標識を掲示する。
- ・ 広告の規制
 - 金融商品取引業者である旨および登録番号などを表示する。
 - 利益の見込みについて、著しく事実と相違する表示や、著しく人を誤認させるような表示しない。
- ・ 契約前の書面交付
 - 金融商品取引業者である旨および登録番号などを表示する。
 - 契約の概要や手数料の概要について記載する。
 - 「損失が生ずることとなるおそれ」や「損失の額が、顧客が預託すべき保証金などの額を上回ることとなるおそれ」があるときは、その旨を記載する。
- ・ 契約時の書面交付
- ・ 禁止行為
 - 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供し勧誘する行為」の禁止。
 - 勧誘の要請がない顧客に対する訪問・電話による勧誘の禁止。
 - 顧客が契約しない意思を表明した場合の勧誘の継続の禁止。
- ・ 損失補てんの禁止

・ 適合性の原則

— 顧客の知識・経験・財産の状況と契約目的に照らして不適当な勧誘をし、投資者保護に欠けることのないようにする。

◎投資性の強い預金・保険等に関する規制強化

金融商品取引法の施行と併せて、「銀行法」や「保険業法」で規制される預金や保険のうち、投資性の高いものについても、利用者保護の立場から金融商品取引法と基本的に同様の販売・勧誘ルールが適用されています。

投資性の強い預金など (銀行法など)	外貨預金	為替相場の変動により、円建て元本の欠損が生じるおそれがある預金
	仕組み預金	中途解約の場合に、金利動向に基づき計算される違約金により、元本欠損が生じるおそれがある預金
投資性の強い保険など (保険業法など)	外貨建て保険・年金	為替相場の変動により、円建ての保険金などにつき損失が生じるおそれがある保険・年金
	変額保険・年金	運用状況により、保険金などにつき損失が生じるおそれがある保険・年金
投資性の強い信託など (信託業法など)	指定金銭信託 (実績配当型)	運用状況により、元本欠損が生じるおそれがある信託
商品先物取引 (商品先物取引法)		商品の価格などの変動により、損失が生じるおそれがある取引
不動産特定共同事業 (不動産特定共同事業法)		不動産取引の状況により、損失が生じるおそれがある取引

いわゆる投資ファンドについて

一般にファンドとは、複数の投資家から資金を集めて、その資金によって行われる事業や資産運用の利益を投資家に分配する仕組みのことです。次の表にあるように様々なかたちものがあり、民法上の任意組合、商法上の匿名組合もファンドにあたります。金融商品取引法の成立により、これらのファンドは根拠法令も含め、全体として販売規制等の法規制を受けることになりました。

■主なファンドの類型

ファンド		根拠法令
会社型	投資法人	投資信託及び投資法人に関する法律
	特定目的会社	資産の流動化に関する法律
信託型	投資信託	投資信託及び投資法人に関する法律
	特定目的信託	資産の流動化に関する法律
組合型	任意組合	民法
	匿名組合	商法
	投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合契約に関する法律
	有限責任事業組合	有限責任事業組合契約に関する法律

こうしたファンドに投資する場合は、次の点に留意してください。

- ・ファンドがどのような法的契約によって組成されているか。
- ・ファンドが投資家保護の観点から、行政の監督を受けているか(詐欺的なファンドの中には、行政の許可などを受けていると詐称する場合があります)。
- ・ファンドの投資内容とリスクについて、十分な説明があるか。
- ・投資した資金の用途について正確な情報の開示がされているか。
- ・ファンドの取扱い業者および取扱い業者が投資をする場合の投資先業者(実際の投資先)が信頼できる業者であるか。
- ・ファンドの勧誘に際して、商品について十分な説明が得られない場合、ファンドの仕組みが理解できない場合は、はっきりと断ることが重要です。

特定商取引法

特定商取引法は、次の取引を対象とし、事業者規制や解約ルールが定められています。

(1)訪問販売、(2)通信販売(表示規制等があるが、現状ではクーリングオフ対象外)、(3)電話勧誘販売、(4)連鎖販売取引(マルチ商法)、(5)特定継続的役務提供(エステ・パソコン教室など6業種)、(6)業務提供誘引販売(内職商法)、(7)訪問購入

金融取引では、未公開株や社債の電話勧誘があり、高齢者が電話勧誘で被害にあうケースが目立っています。特定商取引法では、勧誘に先立って事業者名や勧誘目的を明示する義務があること、契約をしない意思を表示した者に対する勧誘禁止、申し込み書面や契約書面の交付義務、8日間のクーリングオフ期間などを設けています。

インターネット上で主に行われる取引は、商品の購入、サービスの提供、オークションなどがありますが、消費者が事業者と取引しようと、インターネット上で商品やサービス(役務)の申込みを行う場合、その商品やサービスは原則として特定商取引法の通信販売に該当します。通信販売では、広告に事業者情報や取引条件などの表示義務、誇大広告などの禁止、承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供禁止、契約の撤回(法定返品権)などが規定されています。通信販売には消費者による8日間の契約解除の権利を認めるが、事業者が返品特約を定めて広告に表示した場合には、その表示内容が優先となります。さらに電子消費者契約法により、事業者側が、消費者が入力した内容を確認できる措置をしていない(確認画面がない)場合、申込みに関し消費者側に重大な過失があっても、民法第95条の錯誤無効を主張することが出来るとされています。

金利の規制等について

消費者金融など貸金業者や、そこからの借入について定めているのが貸金業法です。この法律では貸金業者に対する、(1)総量規制、(2)上限金利の規制がポイントです。貸金の金利を規制する法律は、利息制限法と出資法の2つがあり、前者が民事的に無効となる金利について定め、後者が刑事罰の対象となる金利の限界を定めています。

(1)総量規制とは、個人の借入残高が、原則、年収等の3分の1までに制限される仕組みです。

個人が新たに貸金業者から借入をする場合、その人の同意の下、業

者は指定信用情報機関が持つ個人信用情報を使って、他の貸金業者からのその人の借入残高を調査します。自社の貸付残高が50万円を超える貸付を行う場合、または他の貸金業者を含めた総貸付額が100万円を超える貸付を行う場合は、「年収を証明する書類」の提出を求め、年収等の3分の1を超えないかの確認をします。

指定信用情報機関は、信用情報提供を行う法人で、内閣総理大臣によって指定されている次の団体です。

指定信用情報機関名	主な会員
C I C	クレジット会社、信販会社、貸金業者
日本信用情報機構	銀行系・流通系・メーカー系カード会社、信販会社、貸金業者、金融機関、保証会社、リース会社

この総量規制には、貸金業者ではない銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協等の金融機関からの借入は対象外なほか、不動産購入や自動車購入のための借入も除外されます。また、緊急の医療費の借入などについては、この総量規制の例外とされます。収入のないいわゆる専業主婦が消費者金融から借入をする場合は、借入金額が夫の収入の3分の1以内かどうかを確認する必要があります。

(2) 利息制限法の上限金利を超えると民事上無効で業者は行政処分の対象となり、20%を超えると出資法により刑事罰の対象にもなります。

◎利息制限法

利息制限法では、貸金元本(元金)の金額に応じて、次のような上限金利を定めています。

元 本	上限金利
10万円未満の場合	年20%
10万円以上100万円未満の場合	年18%
100万円以上の場合	年15%

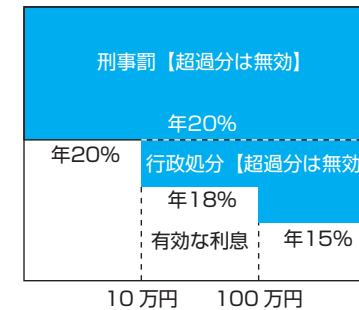
この利息制限法による利率の制限を超える場合には、不当利得返還請求ができます。すなわち、すでに制限を超えて支払った部分につい

ては、利息ではなく元本の支払いに組入れることができ、その結果元本がなくなっているはずなのに支払われた金銭については返還を求めることができます。

◎出資法

出資法5条2項は、金銭を貸付ける者が「業」として(反復継続してということ)貸付を行う場合、年20%を超える割合による利息の契約をしたときは、刑事罰の対象となり、5年以下の懲役、もしくは1,000万円(法人の場合3,000万円)以下の罰金を科すとしています。

<金利の規制>



ヤミ金融から身を守る

ヤミ金融とは法律を無視した高金利でお金を貸そうとする無登録の金融業者です。10日で4割(トヨン)、10日で5割(トゴ)といった違法な高金利の利息をとる業者もあります。貸金業を営む者(貸金業者だけではなく無登録で営業する業者を含む)が年109.5%を超える利息の契約をしたときには、その金銭消費貸借契約は無効とされています。

「低金利で融資」「他店で断られた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」など消費者の心理について甘い言葉で、電話・チラシ・ダイレクトメールなどで勧誘してきます。一度ヤミ金融から借入れると、他の同様な業者からも勧誘が頻繁に行われるようになります。業者間で情報を共有していると考えられます。

ヤミ金融の手口にはたとえば次のようなものがあります。

- ・「**整理屋**」—「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」などの名目で現金をだまし取る。
- ・「**買取屋**」—融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と買わせ、それらを定価以下の安い金額で買取るか、またはさらに高金利で融資する。申込者には業者への借金のほかにクレジット会社への債務が残る。

そこでヤミ金融とかかわりそうだと思ったら、次の点をおさえてください。

- ・財務局長または都道府県知事の登録を受けているか。
- ・**法律違反の高金利でないか**—出資法や利息制限法で定める上限金利を超える金利、例えば「10日で3割～5割」、「3万円借りて7日後に1万円の利息」は違法金利です。
- ・住所・電話番号・銀行の口座番号などの個人情報教えない。
- ・万が一借りる場合は契約書を必ず受取り保管する。契約書を渡さない業者からは借りない。







知るほると ひとくちメモ②

金融広報中央委員会 **知るほると** のホームページ (<http://www.shiruporuto.jp/>) をご覧になられたことはありますか？

くらしに役立つ身近な金融情報、お金に関する知識が満載の総合金融情報サイトです。例えばこんな内容があります。

身近な金融情報の入り口として気軽にアクセスしてください！

スマホでも快適に見ることができます！

-  金融商品や金融取引の基本を解説しています。お役立ちデータも満載です。
-  年金や税金など身近なお金の問題をわかりやすく解説しています。
-  こどもから大人までお金について学べるコーナーです。
-  家計や資産管理に関する便利で簡単な診断ツールやシミュレーションを提供しています。
-  知るほるとからのお知らせや講演などのイベント情報です。
-  刊行物のご案内、ビデオ貸出し、入札情報、リンク集などです。

